

# 2024 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

## 《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）は、1991年9月30日の設立以来著作権の保護と利用の円滑化を図ることを目的に著作権の管理事業を実施してきた。

事業の実施にあたっては、2012年4月1日の公益法人移行後三カ年毎に基本計画を策定してきており、2024年度は第4次三カ年基本計画の最終年度となる。

同計画では、「使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等」の管理業務拡充をはじめとする各事項を重点事業として位置づけており、2024年度は三カ年基本計画の最終年度となることから、各重点事業の仕上げを行うとともに、第5次三カ年基本計画に向けた準備も開始することを目標とする。詳細は以下のとおり。

## 《重点事業》

### 1. 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について

徴収額の増額および新規契約促進を図るべく、次の取組を行う。

#### ① 国・地方公共団体の機関等の官公庁及び民間企業等に対する契約促進活動

国・地方公共団体の機関等の官公庁（以下、「官公庁」）に対しては、2023年3～4月に実施した地方紙向けアンケートを梃子に各地方の新聞社の参加協力を得て、官公庁向け無料オンライン著作権セミナーを企画・開催した（東北、四国、東海、中国）。2024年度は残る地方での開催を目標とし、2024年9月頃までには全国を網羅する。東京を含む南関東、大阪を含む近畿については、全国紙の参加協力も得ながら開催する。さらに中央官庁については、文化庁の支援も得て著作権セミナー及び契約説明会を開催し、国税庁のような組織一括契約を推進する。

また、民間企業等の参加も想定した著作権講座、著作権セミナー等の機会における契約説明会の開催に加え、会員団体や関係団体<sup>1</sup>を通じた契約説明会の実施の可能性を模索し、実現可能なものから実施する。また、会員団体及び関係団体の主要顧客層をターゲットにした広告宣伝やネット媒体による広告宣伝を行うことにより、JRRCの認知度を上げつつ、契約促進を図る。

#### ② 大規模利用者等を対象とした使用料規程第5節契約への移行促進

第5節契約者の割合を増やすべく、契約者向けのメールマガジンやDM、個別の説明対応等により、2023年度の移行実績120件と同程度の契約移行を目指す。

#### ③ 使用料規程改定後のフォロー

2023年4月1日実施の改正使用料規程では、包括許諾契約・実額方式の契約が可能な契約者は小規模企業（全従業員数が概ね50人以下）としたことから、既契約者で50人を超えている者に対して丁寧な説明を行うとともに移行期間経過後の包括許諾契約・簡易方式への変更を促進する。

<sup>1</sup> 一般社団法人日本雑誌協会、公益社団法人日本専門新聞協会、一般社団法人日本出版著作権協会

#### ④ 次回使用料規程改定に向けた委託範囲の拡大や使用料の改定についての検討の継続

2025年4月1日実施を目途とした次回使用料規程の改定については、会員団体と使用料規程改正ワーキングチーム（WT）による検討を重ねた上で改正案を策定し、理事会の議を経た上で、当該案について利用者団体から意見聴取を行うとともに、文化庁に対する丁寧な説明を行い、届出が円滑に受理されるよう対応する。

また、重要な改正内容となる「デジタル複製に関する利用許諾範囲の拡大」や「公衆送信権の管理」については、会員団体及び関係団体と継続的に検討するとともに、管理委託契約約款についても必要な見直しを行う。

#### ⑤ 非一任型の管理方式の推進と同方式に関する更なる検討

使用料規程の対象外である「非一任型の管理方式」につき、2023年度に立ち上げた非一任型クリッピング契約代行業務の拡大を図るとともに、オプションとなるその他の非一任型業務についても会員団体との意見交換を行いつつ、継続的に検討を行う。

非一任型クリッピング契約代行業務に関し、新聞社向けのオンライン説明会の開催や出張による個別説明も行き、事業拡大とともに、情報共有の一層の円滑化などの連携強化も促進する。

#### ⑥ 海外の管理事業者に対する管理委託著作物等の提供の方法に関する検討の促進

下記3. に掲げる海外の管理事業者との契約締結後に必要となるDB整備の在り方について、海外の管理事業者の意見を踏まえ、海外に対する情報提供あり方について継続的に検討する。

## 2. 使用料の分配

### ① 新方式実態調査の改善と通年実施化の維持

試行調査を経て2022年度に開発が完了した調査用アプリケーションの改善を図るとともに、2024年度も通年実施し、JRRC契約者の相似形となるよう調査協力者を確保するとともに、2025年度以降の実施のあり方につき、分配委員会において最新の契約者情報を踏まえた検討を行う。

### ② 管理手数料率低減に向けての取組

効率的な業務体制の構築と業務フローの不断の改善と年度毎の事業計画に基づくメリハリを効かせた執行により、管理手数料率の更なる低減に向けて取り組む。

## 3. 海外の管理事業者との相互管理契約

米、英、豪、独、仏の主要国のRROを対象に、相互管理契約締結に向けた取組を引き続き進める。2024年度は、日本の新聞各社と連携を密にしながら英国NLAとの双務協定締結を実現し、NLA管理著作物の取り扱いの開始に向けた具体的な手続きを進める。また、引き続き米国CCC、英国CLAとの交渉、調整を行い、双務協定の締結に向けた取り組みを本格化する。

#### 4. 管理事業実施体制の強化

- ① 事業実施体制及び労務環境、労働条件等改善を図るため、各種規程及び運用細則等を見直し、優先順位を付して改定することで事業のより一層の円滑化を図る。
- ② 2023年度に本格稼働した新基幹システム「諾」の運用状況を踏まえ、非一任型事業への対応を含めたシステムの改修を継続して実施し、より一層の効率化と利用者の使い勝手の向上を図る。  
また、委託システムについても2023年度下半期から開始した改修を継続し、管理受託出版物のリスト更新等をより精緻かつ簡便にできるよう改善を重ね、新委託システムを本格稼働させる。

#### 5. 広報や著作権教育の充実

契約促進を図るため、2022及び2023年度の緊急改修に続き、ホームページの全面改定を実施する。また、メールマガジンについても引き続き積極的な配信を継続する。  
また、上記1. ①及び②を踏まえ、これまでの紙ベースの広報手段に加えてSNS等ネット媒体を利用した、当センターの管理業務に関する広報を拡大する。

#### 6. 海外著作権関係補償金等分配支援機構への側面支援

2023年度においては海外著作権関係補償金等分配支援機構（JSARRD）の設立支援を行い、2023年11月20日付でJSARRDの設立登記が完了したため、2024年度はJSARRDにおける補償金分配のための具体的な事務手続きが円滑に行われるよう連携協力を図る。

#### 7. 第4次三カ年基本計画の総括と第5次三カ年基本計画の策定

第4次三カ年基本計画（2022～2024年度）の成果を取りまとめるとともに、第5次三カ年基本計画（2025～2027年度）につき、2025年4月1日実施予定の改正使用料規程及び非一任型を含む各種オプションを踏まえた中期計画を策定する。

### 《経常事業》

#### I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

##### 1. 徴収

2024年度の徴収目標額（総使用料報告額）を7.75億円とする。  
（うち、非一任型クリッピング契約代行業務については、145万円を想定。）

##### 2. 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく2023年度分使用料について、理事会で答申・決議される分配方法に基づき、2024年9月末迄に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。（なお、非一任型クリッピング契約代行業務の分配も著作物複製利用許諾契約と同様に入金ベースになっている。契約者が官公庁の場合、原則として年度末に検収を終えてからの支払いとなるため、入金時期により分配が翌年度以降にずれ込む場合がある。）

## II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

### 1. 一般対象者及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

#### (1) JRRC の自主事業

公益社団法人として、一般対象者及び利用者に対し、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① オンライン形式を基本として、一般対象者及び利用者向けの著作権教育講座を開催。官公庁等利用者の分野毎にターゲットを絞ったミニ著作権セミナーやより高度な内容の著作権教育講座も開催
- ② オンライン著作権セミナーの実施
- ③ メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ④ 利用企業・団体からの講師派遣（オンライン含む）依頼への対応
- ⑤ 著作物の複製利用に関する啓発用パンフレット等の改定・配布
- ⑥ ホームページ、インターネット及び新聞等での広報・宣伝活動の実施

#### (2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーをはじめとする各種文化庁主催・共催事業への参画、及び講師の派遣
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として、著作権思想の普及・啓発活動に参加
- ③ 著作権情報センター正会員として、同センターが実施する著作権関連普及・啓発活動に協力

### 2. 国際的な活動への取り組み

- ① 文化庁著作権課との連携の下、アジア各国との著作権に関する国際会議への参加、各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣及びWIPO（世界知的所有権機関）研修に関する各種会議への参加等、積極的に国際的な活動に参画する。
- ② IFRRO や PDLN 等の主要関係団体の年次総会への参加等を通じ、海外 RRO との関係性を積極的に構築していくほか、海外における生成 AI に対する取り組みや集中管理システムの対応等に係る最新の情報を収集し、国内関係者に対して情報提供するなど、国際的な著作物利用に関する調査・研究を推進する。

## III. 不測の事態に対する事業継続のための取組

アフターコロナ、ウィズコロナ対応で定着したテレワーク及びオフピーク出勤に必要な環境整備と、大規模災害等の発生時における事業継続（BCP）に対応した環境整備（クラウド導入後の最適化と PC 等の入れ替えによる柔軟な勤務形態への対応）を継続して推進する。

以上